

那須塩原市上下水道事業徴収事務等業務委託に係る公募型プロポーザル
実施要領

1 概要

(1) 業務の名称

那須塩原市上下水道事業徴収事務等業務委託

(2) 業務の目的及び内容

別紙仕様書に記載のとおり。

(3) 履行期間

契約日の翌日から令和11年3月31日まで。

履行期間の詳細は、別紙仕様書に記載のとおり。

(4) 提案上限額

562,320,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 担当部局及び書類提出先等

那須塩原市上下水道部管理課 担当：黄木

〒329-2792 栃木県那須塩原市あたご町2番3号

電話：0287-37-5145

FAX：0287-36-2298

E-mail：kanri@city.nasushiobara.tochigi.jp

2 応募条件

(1) 応募要件

ア．グループを構成しての応募も可とする。

イ．グループを構成して応募する場合の構成員は、日本国内の事業者に限る。

ウ．グループはすべての構成員を明らかにし、その役割分担を明確にすること。

エ．1グループの構成員は、他のグループの構成員となることができない。

(2) 応募者の資格要件

応募者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア．地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

イ. 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく那須塩原市の入札参加制限を受けていないこと。

ウ. 那須塩原市建設工事等指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。

エ. 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては、開始手続の決定後、那須塩原市入札参加資格再認定を受けていること。

オ. 役員その他経営に実質的に関与している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。併せて、同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められること等がないこと。

3 公募型プロポーザルの手続等

(1) プロポーザルの日程

ア. 事業公募開始	令和 7 年 10 月 7 日（火）
イ. 参加申請書提出期限	令和 7 年 10 月 17 日（金）正午まで
ウ. 質疑書提出期限	令和 7 年 10 月 17 日（金）正午まで
エ. 質疑回答	令和 7 年 10 月 24 日（金）（予定）
オ. 企画提案書提出期限	令和 7 年 11 月 7 日（金）正午まで
カ. 1 次選考結果通知	令和 7 年 11 月 13 日（木）
キ. プレゼンテーション	令和 7 年 11 月 25 日（火）
ク. 選定審査	令和 7 年 11 月 26 日（水）
ケ. 審査結果通知	令和 7 年 12 月 3 日（水）（予定）

(2) 参加申請書の提出

本件に参加する場合は参加申請書（様式第 1 号）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、次のとおり提出すること。

なお、参加申請書提出者に対し、資格確認結果等の通知は行わない。ただし、資格要件を満たさないと判断した者については、個別に通知する。

ア. 提出期限 令和 7 年 10 月 17 日（金）正午まで（必着）

イ. 提出書類 ① 参加申請書（様式第 1 号） 代表者印を押印したもの 1 部
② 参加資格要件確認書（様式第 2 号） 1 部

※ グループを構成する場合は、全ての構成員が提出

ウ．提出方法 持参又は郵送による。なお、持参する場合は、事前に来庁日時を連絡すること。また、郵送の場合は提出期限に必着とし、書留その他の到達を確認できる方法に限る。

エ．提出先 1 (5)に同じ。

オ．参加辞退 参加表明後都合により辞退する場合には、速やかに辞退届（様式第3号）を提出すること。なお、辞退届の提出期限は、企画提案書提出期限と同日とする。

(3) 質疑

本件に関し質疑がある場合は、質疑書（様式第4号）により受け付ける。

ア．提出期限 令和7年10月17日（金）正午まで（必着）

イ．提出先 1 (5)に同じ。

ウ．提出方法 電子メール

質疑書を添付し送信すること。なお、質疑書を提出した場合は、電話により到着の確認を行うこと。また、電子メールの件名は、次のとおりとすること。ただし、参加者名称は略称でも可とする。

件名：徴収事務等委託：＋送信年月日[yyyymmdd]＋(参加者名称)

【例】株式会社△△△△が令和7年10月17日に質疑書を送信する場合

徴収事務等業務委託：20251017株式会社△△△△

エ．質疑への回答

質疑への回答は、参加申請を行った全ての事業者へ回答書を添付した電子メールにより行う。ただし、質問内容により事業者選定の公平性を保てないと判断した場合は、回答しないことがある。

オ．質疑回答予定日 令和7年10月24日（金）

(4) 企画提案書等の提出

ア．提出期限 令和7年11月7日（金）正午まで（必着）

イ．提出書類

① 履行実績等（様式第5号）

履行実績等の添付書類については、可能な限りA4サイズとすること。

ただし、やむを得ずA3サイズとする場合は、片袖折りをしてA4サイズにあわせること。

② 業務実施体制図（様式第6号）

③ 企画提案書（様式第7号）

企画提案書についてはA 4 用紙に片面印刷とし、複数ページとなる場合はページ番号を付すこと。

④ 価格提案書（様式第 8 号）

⑤ 記載内容確認書（様式第 9 号）

ウ 提出部数 正本 1 部

提出書類の電子データ（メール提出可、押印省略可）

エ 提出方法 正本は、持参又は郵送による。なお、持参する場合は、事前に来庁日時を連絡すること。また、郵送の場合は、提出期限に必着とし、書留その他の到達を確認できる方法に限る。

オ 提出先 1 (5)に同じ。

4 評価方法等

(1) 評価基準

別表「評価基準」のとおり。

(2) 評価方法

ア．評価基準により能力評価、提案評価及び価格評価を行い、それぞれの評価点の合計が最も高い者を契約候補者として選定する。なお、同点となった者が複数あった場合は、提案評価の評価点がより高い者を契約候補者として選定する。

イ．提案評価は、提案書及びプレゼンテーションにより評価する。

ウ．参加申請者が 3 者以内のときは、当該 3 者により提案の説明を求め評価する 2 次選考を行う。なお、参加申請者が 4 者以上の場合には、事前の能力評価による 1 次選考結果が上位 3 位までの者により実施する。

エ．2 次選考で能力評価及び提案評価の合計点の平均（小数点以下の端数は、四捨五入する。）が 1 1 2 点に満たなかった提案者は、選定の対象としない。

オ．1 次選考の結果は、令和 7 年 1 1 月 1 3 日（木）までに電子メールにより通知する。

(3) 提案評価（プレゼンテーション）

ア．開催日 令和 7 年 1 1 月 2 5 日（火）を予定

提案者毎の集合時間、集合場所等については、別途通知する。

イ．時間 提案者毎の時間は、４０分（プレゼンテーション２５分、質疑応答１５分）以内とする。準備に要する時間は、別途確保する。

ウ．参加人数 参加人数は、５人以内とする。なお、本業務において予定している主担当者は、必ず出席すること。

エ．注意事項

- ① 発表の順番等については、提案者と協議することなく市が決定する。
- ② プレゼンテーションは、企画提案書をもとに行うこと。
- ③ 企画提案書の内容をプレゼンテーション用に再構成することは可とするが、企画提案書と異なる内容の提案は評価対象外とする。なお、配布する資料がある場合は、７部用意すること。
- ④ プレゼンテーションに当たり、市が用意するプロジェクター及びスクリーンを使用することができる。この場合において必要となるノートパソコン等については、当日持参すること。

(4) 結果通知

評価結果は、令和７年１２月３日（水）までに書面により通知する。同日までに通知を発送できない場合は、電子メール等により別途連絡する。

5 契約の締結

契約候補者の選定後、被選定者と仕様書及び企画提案書の内容により提出された価格提案書の記載額で契約を行う。ただし、選定後契約締結前に契約内容について協議を行うことがある。協議の結果契約に至らなかったときは、審査において次順位であった者を新たに契約候補者とし、協議を行う。

6 その他

- (1) 企画提案書の提出後提案者が２に該当しなくなったとき、提出した書類に虚偽の記載があったとき、その他本実施要領等に違反したときは、当該提案者の提案は無効とする。
- (2) 企画提案書の記述は、職員が補足説明を要せず理解できる内容とすること。
- (3) 企画提案書の記載内容は、本業務における実施義務を提案者が提示したものとする。
- (4) 企画提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (5) 提出された資料は、返却しない。

- (6) 審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は、認めない。
- (7) 本プロポーザルは、随意契約の優先交渉者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。